

参加申込書

平成 年 月 日

檜葉町長
松本 幸英 様

(〇〇〇〇共同企業体)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成29年 月 日付けで公告のありました「竜田駅西側復興まちづくり計画策定業務委託」に係る企画提案書に基づく選定について参加を希望したく資料を添えて申請します。

なお、参加申込書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 檜葉町における入札参加資格承認書の写し
2. 建設コンサルタント登録の写し

【連絡先】

担当者所属・役職

氏名

住所

電話番号

F A X

メールアドレス

以上

・企業の平成18年度以降に完了した業務実績

会社名)

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
履行期間または 事業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発注機関名または 事業機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：業務分類には、要項4-1(5)の「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注2：第4号様式に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる。

注3：業務実績は最大2件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する

・配置予定管理技術者の経歴等

①氏名 <small>ふりがな</small>		②生年月日 昭和 年 月 日	
③所属・役職			
④保有資格 技術士（部門： 分野： 登録番号： 取得年月日： ） 建築士（登録番号： 取得年月日： ） RCCM（登録番号： 取得年月日： ） 電気通信主任技術者（登録番号： 取得年月日： ） 一級土木施工管理士（登録番号： 取得年月日： ）			
⑤同種又は類似業務経歴（平成18年度以降、最大2件）			
業務分類	業務名または事業名	発注機関または事業機関	履行期間または事業期間
	TECRIS 登録番号：		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	TECRIS 登録番号：		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

注1：保有資格の資格証等の写しを添付すること。

注2：業務分類には、要項4-2(2)の「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注3：本業務の履行期間中、受注者と直接的雇用関係を証明する書類を添付すること。

・配置予定管理技術者の平成18年度以降に完了の同種又は類似業務実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
履行場所	
発注機関名または 事業機関名 住所 T E L	
業務の概要	
技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

注1：業務分類には、要項4-2(2)の「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

注2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。

注3：業務実績は最大2件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。

・配置予定技術者の実施体制

	予定技術者名	所属・役職	保有技術資格名称	担当する業務
管理技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				
担当技術者				

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：予定する技術者全てについて記入すること。欄が不足する場合は、追加すること。但しA4判1枚以内とする。

実施方針

注1：実施方針、業務実施フローチャート、配慮事項について簡潔に記載する。

注2：業務実施体制図は、配置予定技術者の経験等を加味した実施体制を記載する。

注3：実施方針・業務実施体制図を含めA4判2枚以内とする。

技術提案

テーマ1：檜葉町の竜田駅西側地区のまちづくりを推進するために必要な要素となりうるものの提案及び地権者及び地区住民とのワークショップに係るコーディネート提案

技術提案

テーマ2：テーマ1で挙げた要素を活用して考えられるまちづくりの方向性の提案

「竜田駅西側復興まちづくり計画策定」に係る業務委託
共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 「竜田駅西側復興まちづくり計画策定」に係る業務委託以下「本業務」という。）
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、「竜田駅西側復興まちづくり計画策定」に係る◇◇・〇〇・△
△共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を福島県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、平成28年 月 日に成立し、本業務の契約の履行後3か月を経
過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 本業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわら
ず、本業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------|
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 株式会社〇〇 |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 株式会社〇〇 |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 株式会社〇〇 |

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、株式会社〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監
督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含
む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、業務の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱
いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するも
のとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立
てがなされた場合その他事実上倒産状態に至つたと認められる場合を含む。以下同
じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代
表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任す
るものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇〇業務 株式会社〇〇

〇〇〇〇〇業務 株式会社〇〇

〇〇〇〇〇業務 株式会社〇〇

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社〇〇他〇社は、上記のとおり「竜田駅西側復興まちづくり計画策定」に係る基礎調査共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

株式会社〇〇
代表取締役 印

株式会社〇〇
代表取締役 印

株式会社〇〇
代表取締役 印

質 問 書

(宛先) 檜葉町長 松本 幸英 様

「竜田駅西側復興まちづくり計画策定」に係る業務委託の公募型プロポーザルに関し、以下の内容について質問します。

事業者名		質問者	
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			
質問内容			

※事務局メールアドレス toshikei-n@town.naraha.lg.jp 宛に電子メールにて提出すること。
メールのタイトルは「竜田駅西側復興まちづくり計画策定業務委託」(事業者名) とすること。